

「江南市社会福祉協議会指定訪問介護事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第2373600069号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆目次◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 事業者が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 虐待の防止について	8
8. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 江南市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県江南市北野町川石25番地11 |
| (3) 電話番号 | 0587-55-5262 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 石川 勇 男 |
| (5) 設立年月 | 昭和55年1月22日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所
平成11年9月28日指定 愛知県2373600069号 |
| (2) 事業の目的 | 江南市社会福祉協議会が開設する「指定訪問介護事業所」(以下「事業者」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の訪問介護員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | 江南市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
平成11年9月28日指定 愛知県2373600069号 |

- (4) 事業所の所在地 愛知県江南市北野町川石 2 5 番地 1 1
- (5) 電話番号 0 5 8 7 - 5 9 - 8 5 4 5
- (6) 事業所長（管理者）氏名 後 藤 全 子
- (7) 当事業所の運営方針
- 1 事業者の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた、身体介護、生活援助の支援を行います。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な訪問介護サービスが提供されるよう配慮して行います。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重しサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成 1 2 年 4 月 1 日
- (9) 当事業所が行っている他の業務
- 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
- [居宅介護支援事業] 平成 1 1 年 9 月 2 8 日指定 愛知県 2 3 7 3 6 0 0 0 5 1 号
- [介護予防・生活支援サービス事業] 平成 2 9 年 4 月 1 日指定 江南市 2 3 7 3 6 0 0 0 6 9 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 江南市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
受付時間	月～金	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
サービス提供時間帯	月～金 土・日・祝日	午前 7 時～午後 7 時 午前 7 時～午後 7 時

4. 職員の体制

- (1) 当事業所では、利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			名	管理業務等の統括 サービス提供責任者と兼務
2. サービス提供責任者	4			名	訪問介護利用調整
3. 訪問介護員	4	2 0	7. 4	名	訪問介護提供
(1) 介護福祉士	4	8			
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー1 級) 課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー2 級) 課程修了者		1 0			
(4) 介護職員初任者研修課程 修了者		2			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時

間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 日÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （１）利用料金が介護保険から給付される場合があります
- （２）利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を除いた金額が介護保険の給付となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- 身体介護
心身の状況に応じた介護を行います。
- 生活援助
心身の状況に応じた調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助を行います。

※利用者と一緒に手助けをしながら行う掃除（安全確認のための声かけ、疲労の確認を含む）など、その他利用者の自立支援に資するものは、身体介護に該当します。

☆当事業所は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえて、実施日、実施回数、サービス内容を記載した訪問介護計画を作成します。

① 身体介護

- 入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助・・・食事の介助を行います。
- 体位変換・・・体位の変換を行います。

② 生活援助

- 調理・・・・・・利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯・・・・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除・・・・・・利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物・・・・・・利用者の日常生活に必要となる物品は現金をお預かりしての買い物に限ります。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

I 訪問介護費について

提供するサービスの利用料金、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

区分	サービス提供時間数	基本報酬 単位数	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体 介護	20分未満	163単位	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上 30分未満	244単位	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上 1時間未満	387単位	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上 1時間30分未満	567単位	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	1時間30分以上 30分増すごとに	82単位	854円を加算	86円を加算	171円を加算	257円を加算
生活 援助	20分以上 45分未満	179単位	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	220単位	2,292円	230円	459円	688円
	身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分増すごとに	65単位 (最大201単位迄)	677円を加算	68円を加算	136円を加算	204円を加算

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画等に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝（午前6時から午前8時）：25%
- ・夜間（午後6時から午後10時）：25%

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

※上記Iのサービス利用料金及び利用者負担額は、1回あたりの目安を表示したものです。身体介護と生活援助のサービスを複合的に利用した場合や複数回のサービスを利用した場合には、小数点以下の算定処理の関係で差異が生じる場合があります。

※江南市は地域区分が「6級地」のため、単価（6級地）10.42円／単位により料金を算出します。

（上記Iのサービス利用料金及び利用者負担額は、単価（6級地）10.42円／単位により金額を算出）

Ⅱ 各種加算について

以下の要件を満たす場合、前項①の利用料金等に以下の料金が加算されます。

加算	加算単位	サービス 利用料金	利用者負担額			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/100	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1 回につき
緊急時訪問介護加算	100 単位	1,042 円	105 円	209 円	313 円	1 回の要請に対して 1 回
初回加算	200 単位	2,084 円	209 円	417 円	626 円	初回利用のみ 1 月につき
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	1,042 円	105 円	209 円	313 円	1 月につき
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,084 円	209 円	417 円	626 円	1 月につき
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	総単位数の 145/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1 月につき (訪問介護費に各種加算を加えた総単位数)

※特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

特定事業所加算（Ⅱ）：所定単位数の 10/100（10%）

前項Ⅰの所定単位数について、特定事業所加算（Ⅱ）10%を加算します。

※緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

緊急時訪問介護加算：100 単位／回

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

初回加算：200 単位／月

※生活機能向上連携加算Ⅰは、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合に加算します。

生活機能向上連携加算Ⅰ：100 単位／月

※生活機能向上訓練加算Ⅱは、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携してサービス提供した場合に加算します。

生活機能向上連携加算Ⅱ：200 単位／月

※介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）：総単位数の145/1000（14.5%）

毎月算定した総単位数について、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）14.5%を加算します。

※江南市は地域区分が「6級地」のため、単価（6級地）10.42円／単位により料金を算出します。

（前項Ⅱのサービス利用料金及び利用者負担額は、単価（6級地）10.42円／単位により金額を算出）

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額が利用者の負担となります。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日に利用者の指定金融機関口座から引き落としさせていただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業所に申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があり、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。

<サービス提供責任者の業務>

①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整

②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握

③居宅介護支援事業者等との連携（現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きを居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することや、ケアプランで記載された訪問介護員の提供時間と実際の提供時間が著しく乖離している場合は、必要に応じたプランの見直しを行うため、居宅介護支援事業所に連絡する）

④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示

⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握

⑥訪問介護員の業務管理

⑦訪問介護員の研修、技術指導

⑧その他サービスの提供に関する管理等について（居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して自身の事

業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない)

7. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために下記の対策をします。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護職員に周知徹底を図る。
- (2) 事務所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事務所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関及び家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 後藤全子 0587-59-8545

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

江南市役所 ふくし部介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	江南市赤童子町大堀90 0587-54-1111 午前8時30分～午後5時15分
愛知県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	名古屋市東区泉1丁目6番5号 052-971-4165 午前9時～午後5時
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	名古屋市東区白壁1丁目50番地 052-212-5515 午前9時～午後5時

年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

江南市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

法定代理人 住所

氏名 印

家族又は身元引受人、立会人 住所

氏名 印

続柄

☐代筆の場合 代筆者名 (関係)

理由 ☐認知症有 ☐手指動作困難 ☐高齢 ☐その他 ()

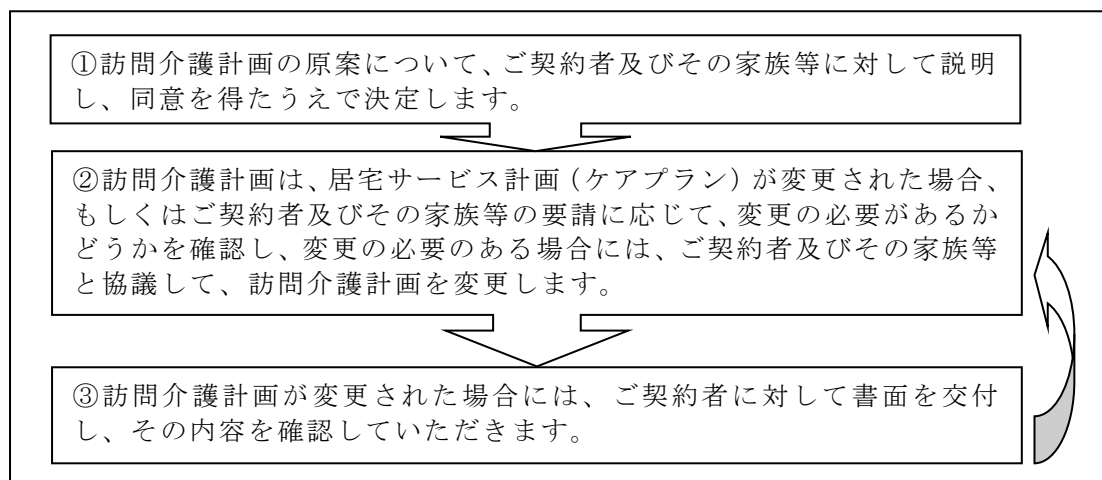
☐押印しない場合 代替手段 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

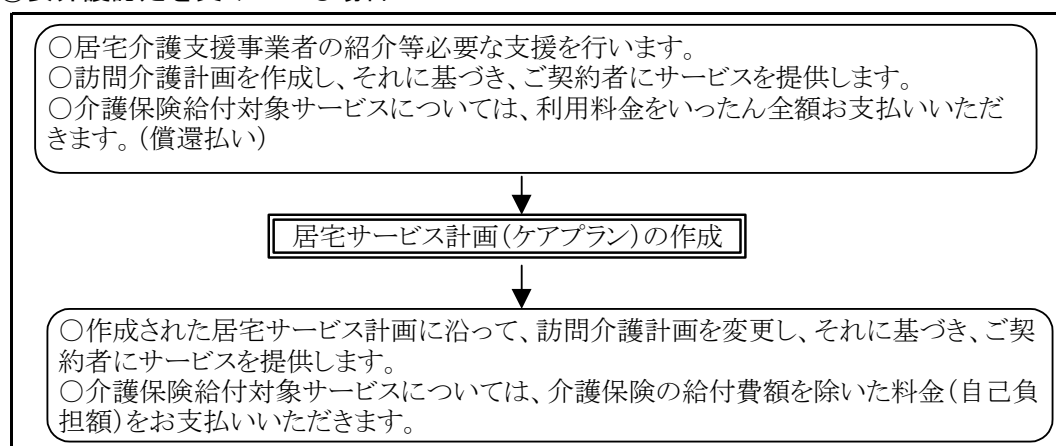
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

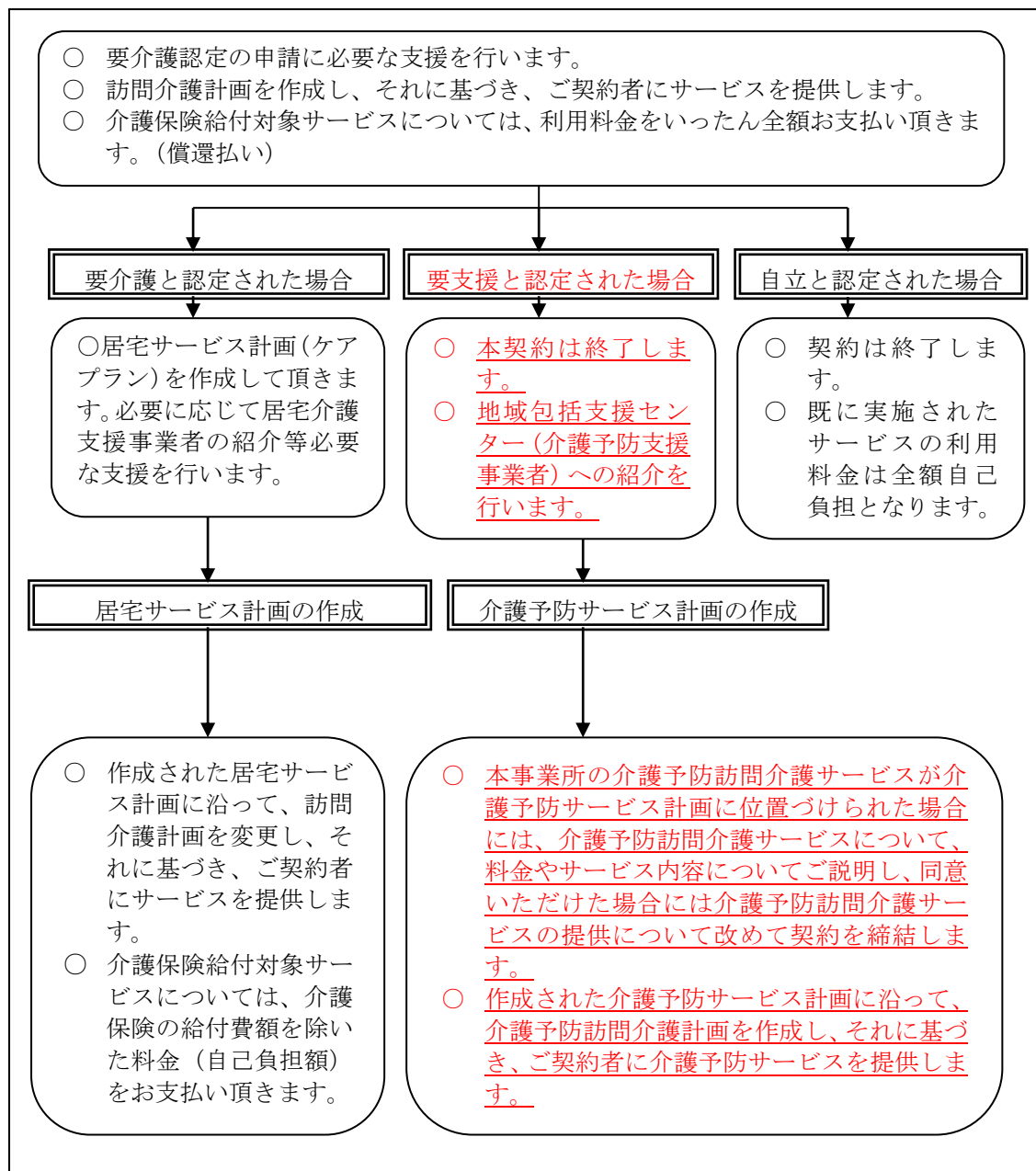


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定 又は要支援認定 によりご契約者の心身の状況が 要支援又は自立 と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

※

保険給付内介護サービス利用料	算定項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合	利用者負担割合	利用者負担割合
				1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
1回あたりの基本料金	身体介護	20分未満	1,868円	187円	374円	561円
		20分以上30分未満	2,797円	280円	560円	840円
		30分以上1時間未満	4,441円	445円	889円	1,333円
		1時間以上1時間30分未満	6,483円	649円	1,297円	1,945円
		1時間30分以上30分毎	929円	93円	186円	279円
	生活援助	20分以上45分未満	2,042円	205円	409円	613円
		45分以上	2,511円	252円	503円	754円
		身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分毎	745円	75円	149円	224円
	加算料金	緊急訪問加算	1回につき	1,021円	103円	205円
		初回加算	1月につき	2,042円	205円	409円
		早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
		特定事業所加算(Ⅱ)	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記の該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割

※上記の算定項目覧の身体介護、生活援助の金額には、特定事業所加算（Ⅱ）を含みます。

※江南市は地域区分が「7級地」であるため、1単位10.21円となります。上記の表は金額を表記しています。

※上記金額は、1回あたりの目安を表示したものです。1月の合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

※上記の早朝・夜間加算の時間帯は、夜間（午後6時から午後10時まで）早朝（午前6時から8時まで）となります。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

※指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位を加算します。

初回加算：200単位／月

※利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は、1回につき所定単位を加算します。

緊急時訪問介護加算：100単位／1回

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※特定事業所加算（Ⅱ）として、毎月算定した基本単位数の10%を乗じた単位を加算します。

※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）として、毎月算定した総単位数の10%を乗じた単位を加算します。

重要事項に掲載していないが、掲載する必要があるかどうか不明な部分

④各種会議等（利用者の居宅を訪問して実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、ICTの活用を図ります。利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについては、各種ガイドライン等を参考にして、テレビ電話等の活用を図ります。また、利用者等が参加して実施するものについては、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

⑤介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、各利用者のデータ及びフィードバック情報について、ケアマネジメントの活用を図ります。

※利用者の利便性向上のため、~~ケアプラン~~や重要事項説明書等における利用者等への書面による説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応も可能とします。また、利用者等の署名・押印について求めないことが可能であること及びその場合は代替手段を明示するとともに、様式から押印欄を削除して対応します。